

京都市訓令甲第33号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項中第17号を第19号とし、第5号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 観光政策監

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 危機管理監

第5条中「第9号」を「第11号」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)